

専決第 8 号

茨城県教育委員会押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則制定の専決について

上記規則については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 28 日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 3 年 1 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

茨城県教育委員会押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則
(茨城県県立学校管理規則の一部改正)

第1条 茨城県県立学校管理規則(昭和35年茨城県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「」を削る。

様式第2号の2中「印」を削る。

様式第3号から様式第8号までの規定中「」を削る。

(茨城県県立高等学校学則の一部改正)

第2条 茨城県県立高等学校学則(昭和35年茨城県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「」を削る。

(茨城県教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 茨城県教育委員会公印規則(昭和36年茨城県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「」を削る。

様式第4号中「」を削る。

(茨城県教職員保健管理規則の一部改正)

第4条 茨城県教職員保健管理規則(昭和36年茨城県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「職氏名  を「職氏名  」に改め、
「」を削る。

様式第2号の2中「」を削る。

様式第3号中「」を削る。

様式第4号中「職氏名  を「職氏名  」に改め、
「」を削る。

様式第5号中「職・氏名  を「職氏名  」に改める。

様式第6号中「」を削る。

様式第7号中「」及び「」を削る。

(茨城県教育委員会褒賞等に関する規則の一部改正)

第5条 茨城県教育委員会褒賞等に関する規則(昭和38年茨城県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「」を削る。

(茨城県立中央青年の家管理規則の一部改正)

第6条 茨城県立中央青年の家管理規則(昭和44年茨城県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第7条 博物館の登録に関する規則(昭和45年茨城県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「申請者 氏名印 ○」を「申請者 氏名」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「届出者 氏名印 ○」を「届出者 氏名」に改める。

(茨城県県立特別支援学校学則の一部改正)

第8条 茨城県県立特別支援学校学則(昭和46年茨城県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「保護者氏名印 ○」を「保護者氏名」に改める。

様式第6号中「印」を削る。

様式第7号から様式第10号までの規定中「氏名印 ○」を「氏名」に改める。

様式第11号から様式第14号までの規定中「保護者氏名印 ○」を「保護者氏名」に、「(保証人氏名印 印)」を「(保証人氏名)」に改める。

様式第15号中「氏名印 ○」を「氏名」に、「
「

保証人住所 氏 名 印

 印」を「
「

保証人住所 氏 名

」に改める。

様式第16号中「氏名印 ○」を「氏名」に改める。

様式第17号中「氏名印 ○」を「氏名」に、「
「

保証人住所 氏 名 印

 印」を「
「

保証人住所 氏 名

」に改める。

(茨城県立里美野外活動センター管理規則の一部改正)

第9条 茨城県立里美野外活動センター管理規則(昭和47年茨城県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「印」を削る。

(茨城県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第10条 茨城県文化財保護条例施行規則(昭和51年茨城県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「氏名

保持団体にあつては、 名称及び代表者の氏名

 印」を

「氏名

保持団体にあつては、 名称及び代表者の氏名

」に改める。

様式第3号から様式第11号まで及び様式第13号から様式第17号までの規定中「印」を削る。

(茨城県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)

第11条 茨城県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

(昭和 53 年茨城県教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊟」を削る。

(茨城県立少年自然の家管理規則の一部改正)

第 12 条 茨城県立少年自然の家管理規則 (昭和 53 年茨城県教育委員会規則第 16 号) の一部を次のように改正する。

様式第 4 号及び様式第 5 号中「印」を削る。

(茨城県立歴史館管理規則の一部改正)

第 13 条 茨城県立歴史館管理規則 (昭和 56 年茨城県教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 4 号中「印」を削る。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正)

第 14 条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則 (昭和 62 年茨城県教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「氏名 _____ 印」を「氏名 _____ 」に改める。

第 3 号様式中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____ 」に、「委任者 _____ ㊟」を「委任者 _____ 」に改める。

第 4 号様式中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____ 」に改め、「印」を削る。

第 5 号様式から第 8 号様式までの規定中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____ 」に改める。

第 9 号様式及び第 9 号様式の 2 中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____ 」に改める。

第 10 号様式中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____ 」に改める。

第 11 号様式から第 14 号様式までの規定中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____ 」に改める。

第 17 号様式中「㊟」を削る。

第 18 号様式及び第 19 号様式中「

氏	名	㊟
---	---	---

」を「

氏	名	
---	---	--

」に改める。

第 22 号様式及び第 23 号様式中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____ 」に改める。

(茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例施行規則の一部改正)

第 15 条 茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例施行規則 (昭和 62 年茨城県教育委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「

氏	名	㊟
---	---	---

」を
「

氏	名	
---	---	--

」に、
「

氏	名	㊟ 本人の ()
---	---	-----------

」を

「

氏 名	本人の ()
-----	--------------

」に

改める。

様式第 12 号、様式第 14 号及び様式第 16 号中「㊟」を削る。

(茨城県近代美術館管理規則の一部改正)

第 16 条 茨城県近代美術館管理規則（昭和 63 年茨城県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「

備考	1 学校及び福祉施設での事業として観覧する場合には、申請者が校長又は施設の長であるとともに職印を使用すること。 2 個人又はグループで観覧する場合には、それぞれ減免の理由となる身分を証ものを持参すること。
----	---

」を

「

備考	1 学校及び福祉施設での事業として観覧する場合には、申請者が校長又は施設の長であること。 2 個人又はグループで観覧する場合には、それぞれ減免の理由となる身分を証明するものを持参すること。
----	---

」に、

「

近代美術館記入欄(申請者は記入しないこと。)
1 受付年月日 (年 月 日) 2 認定方法 (①身分証明 ②職印 ③) 3 減免認定内容及び実績

」を

「

近代美術館記入欄(申請者は記入しないこと。)
1 受付年月日 (年 月 日) 2 認定方法 (①身分証明 ②) 3 減免認定内容及び実績

」に、

「

決裁印

」を「

決裁

」に改める。

様式第 4 号中「

検	印
---	---

」を「

検	査
---	---

」に改める。

様式第 5 号中「

決裁印

」を「

決 裁

」に改める。

(茨城県教育職員免許状規則の一部改正)

第 17 条 茨城県教育職員免許状規則（平成元年茨城県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 3 号まで、様式第 6 号、様式第 9 号及び様式第 13 号中「㊟」を削る。

様式第 14 号から様式第 18 号までの規定中

ふりがな 氏名	⑩
------------	---

を

ふりがな 氏名	
------------	--

に改める。

様式第 21 号及び様式第 22 号中

職
印

及び「⑩」を削る。

様式第 24 号中「⑩」及び

交付決議	年 月 日決議				調定決議	課長	課長補佐 (総括)	課長補佐	係長 (主任)	係員	起票	納入義務者
	課長補佐	係長 (主任)	係員	起票								外 件
												金額
						領収年月日	年 月 日	¥				

を削る。

(茨城県教育委員会の管掌に係る恩給給与細則の一部改正)

第 18 条 茨城県教育委員会の管掌に係る恩給給与細則（平成元年茨城県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

氏 名	⑩
-----	---

」を

氏 名	
-----	--

」に改める。

様式第 3 号中「⑩」を削る。

(技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部改正)

第 19 条 技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成 3 年茨城県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(申請書等の確認)

第 6 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、第 2 条又は第 4 条の申請書、施行令第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定により提出された届出書その他の書類について、設置者に対し、当該書類が真正なものであることを証明する書類の提出を求めることその他の方法により、その内容を確認するものとする。

様式第 1 号中「技能教育指定申請書」を「技能教育施設指定申請書」に、

「設置者 住所 〔法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地〕
氏 名 及び代表者の氏名」⑩ を

「設置者 住所 〔法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地〕
氏 名 及び代表者の氏名」 に

改める。

様式第 2 号中

「設置者 住所 〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地〕^⑤」を
氏名 及び代表者の氏名

「設置者 住所 〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地〕^⑤」に
氏名 及び代表者の氏名

改める。

(茨城県水戸生涯学習センター管理規則の一部改正)

第 20 条 茨城県水戸生涯学習センター管理規則（平成 5 年茨城県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「印」を削る。

(ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則の一部改正)

第 21 条 ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則（平成 6 年茨城県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「
備考 1 学校及び福祉施設での事業として入館する場合には、申請者は
校長又は施設の長とし、職印を使用すること。
2 個人又はグループで入館する場合には、それぞれ減免の理由と
なる身分を証明するものを持参すること。」を

「
備考 1 学校及び福祉施設での事業として入館する場合には、申請者が
校長又は施設の長であること。
2 個人又はグループで入館する場合には、それぞれ減免の理由と
なる身分を証明するものを持参すること。」に、

「
自然博物館記入欄(申請者は記入しないこと。)
1 受付年月日 年 月 日
2 認定方法 ①身分証明 ②職印 ③
3 減免認定内容及び実績」を

「
自然博物館記入欄(申請者は記入しないこと。)
1 受付年月日 年 月 日
2 認定方法 ①身分証明 ②
3 減免認定内容及び実績」に、

「
決裁印
を
決裁
に改める。
委員会聴聞(一部改正)

第 22 条 茨城県教育委員会聴聞規則（平成 6 年茨城県教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

(茨城県県西生涯学習センター管理規則の一部改正)

様式第5号及び様式第6号中「印」を削る。

(茨城県鹿行生涯学習センター管理規則の一部改正)

様式第5号及び様式第6号中「印」を削る。

(茨城県県南生涯学習センター管理規則の一部改正)

様式第5号及び様式第6号中「印」を削る。

(茨城県陶芸美術館管理規則の一部改正)

様式第1号中

「**決裁印**」を「**決裁**」に改める。

「**様式第4号中**」を「**検 印**」を「**検 査**」に改める。

(大学院修学休業規則の一部改正)

第 27 条 大学院修学休業規則（平成 13 年茨城県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「印」を削る。

（茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第 28 条 茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 14 年茨城県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____」に、「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____」に改める。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「㊟」を削る。

（茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第 29 条 茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則（平成 17 年茨城県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「及び押印」及び「（押印した印鑑に係る印鑑証明書が添付されているものに限り、当該委任状及び印鑑証明書は、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）」を削る。

様式第 2 号、様式第 12 号及び様式第 20 号中「（本人の印鑑証明書添付）」及び「並びに 3 の委任状及び印鑑証明書」を削る。

（茨城県県北生涯学習センター管理規則の一部改正）

第 30 条 茨城県県北生涯学習センター管理規則（平成 17 年茨城県教育委員会規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「印」を削る。

（茨城県県立中等教育学校学則の一部改正）

第 31 条 茨城県県立中等教育学校学則（平成 19 年茨城県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号中「㊟」を削る。

（茨城県県立中学校学則の一部改正）

第 32 条 茨城県県立中学校学則（平成 23 年茨城県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「㊟」を削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

専決第9号

茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令制定の専決
について

上記訓令については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、令和2年12月28日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第2項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和3年1月25日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2の第2 県立学校長の部に次の1項を加える。

13 電気事業法(昭和39年法律第170号)に関する次のこと。

- (1) 第42条第1項の規定による保安規程の届出
- (2) 第42条第2項の規定による保安規程の変更の届出
- (3) 第43条第2項の規定による主任技術者選任許可申請
- (4) 第43条第3項の規定による主任技術者選任又は解任の届出
- (5) 第55条の2第2項の規定による事業用電気工作物設置者地位承継の届出
- (6) 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第2項の規定による保安管理業務外部委託承認申請
- (7) 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第3項ただし書の規定による主任技術者兼任承認申請
- (8) 電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第3条の規定による電気事故詳報の届出
- (9) 電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第5条第2号の規定による自家用電気工作物の廃止報告

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

専決第 10 号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令制定の専決について

上記訓令については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 28 日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 3 年 1 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令
茨城県教職員住宅管理規程（昭和42年茨城県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、

「

立合検査者	㊟
-------	---

」を
「

立合検査者	
-------	--

」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

専決第 11 号

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令制定の専決について

上記訓令については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 28 日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 3 年 1 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程（昭和 43 年茨城県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号中「押印」を「署名」に改める。

様式第 1 号中「検印」を「確認」に，「文書取扱
主任印」を「文書取扱
主任」に，

「文書受領
者印」を「文書
受領者」に改める。

様式第 2 号中「文書取扱
主任印」を「文書取扱
主任」に，「文書受領
者印」を「文書
受領者」に改める。

様式第 3 号中「文書取扱
主任印」を「文書取扱
主任」に，「受領者印」を「受領者」に改める。

様式第 4 号中「

起案者職氏名 印

」を

「

起案者職氏名

」に改める。

付 則

- 1 この訓令は，公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令に定める様式による用紙は，調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

専決第 12 号

茨城県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令制定の専決について

上記訓令については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 28 日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 3 年 1 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

茨城県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁文書管理規程（昭和 45 年茨城県教育委員会訓令第 3 号）を次のように改正する。

第26条第1項第1号中「押印（総合文書管理システム）」を「署名又は記名（以下「署名等」という。総合文書管理システム」に、「押印」を「署名等」に改め、同項第2号中「押印」を「署名等」に改める。

第27条第1項中「押印」を「署名等」に改める。

第29条第1項中「押印」を「署名等を」に改める。

第46条第1項中「押印」を「署名等」に改め、同条第2項中「押印」を「署名等を」に改める。

別表第3第1号、第3号及び第5号中「平元・1・8成」を「令元・5・1和」に改める。

様式第1号中「受領者印」を「受領者」に改める。

様式第2号中「取扱者印」を「取扱者」に、「受領者印」を「受領者」に改める。

様式第3号甲及び様式第3号乙中「検印」を「検査」に改める。

様式第4号中「起案者
職氏名印」を「起案者
職氏名」に、「浄書者印」を「浄書者」に、「校合者印」を「校合者」に、「時間外発送承認印」を「時間外発送承認」に改める。

様式第5号中「記録者
職氏名印」を「記録者
職氏名」に改める。

様式第6号の2中「起案者
職氏名印」を「起案者
職氏名」に改める。

様式第9号及び様式第9号の2中「検印」を「検査」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

専決第 13 号

茨城県教育庁文書等整理保存規程の一部を改正する訓令制定の専決について

上記訓令については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 28 日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 3 年 1 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

茨城県教育庁文書等整理保存規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁文書等整理保存規程（昭和 60 年茨城県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 7 号中「平元・4・1 成」を「令元・5・1 和」に改める。

様式第 9 号中「承認印」を「承認者」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

専決第 14 号

茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令制定の
専決について

上記訓令については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 28 日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 3 年 1 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程（昭和 62 年茨城県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「」を削る。

様式第 2 号中「職氏名.....」を「職氏名.....」に改め、
「」を削る。

様式第 4 号中「」及び「」を削る。

付 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として
所要の補正を行い使用することができる。

専決第 15 号

茨城県立歴史館資料取扱要項の一部を改正する告示制定の専決について

上記告示については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 28 日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 3 年 1 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

茨城県立歴史館資料取扱要項の一部を改正する告示

茨城県立歴史館資料取扱要項（昭和56年茨城県教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

様式第5号，様式第10号，様式第12号，様式第14号，様式第16号，様式第19号及び様式第21号中「㊤」を削る。

付 則

- 1 この告示は，公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正前の告示に定める様式による用紙は，調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

専決第 16 号

茨城県県立特別支援学校の指定に関する規程の一部を改正する告示
制定の専決について

上記告示については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 28 日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 3 年 1 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

茨城県県立特別支援学校の指定に関する規程の一部を改正する告示

茨城県県立特別支援学校の指定に関する規程（平成23年茨城県教育委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正前の告示に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として
必要の補正を行い使用することができる。

○ 「茨城県教育委員会押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則」 新旧対照表（一部抜粋）

茨城県県立学校管理規則新旧対照表

改正案

- 「茨城県教育委員会押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則」 新旧対照表（一部抜粋）

様式第 2 号の 2(第 8 条第 3 項)

- 「茨城県教育委員会押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則」 新旧対照表（一部抜粋）

○ 改正訓令 新旧対照表（一部）

茨城県教職員住宅管理規程新旧対照表

改正案	現行																																																																								
様式第 1 号	様式第 1 号																																																																								
住宅借受申込書	住宅借受申込書																																																																								
<table><tr><td colspan="2">管理者 殿</td><td>年 月 日</td><td>住所 所属</td></tr><tr><td colspan="4">職氏名</td></tr><tr><td>申込種別</td><td colspan="3">(該当するものに○印を付けること。) 1 一般用住宅 2 単身用住宅 3 駐車 場のみ(既入居者)</td></tr><tr><td>駐 車 場 利 用 希 望台数</td><td colspan="3">台</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td colspan="4">借受申込みの理由</td></tr><tr><td colspan="4">所属長の意見(駐車場のみの申込みの場合は, 記入を要しない。)</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>年 月 日</td><td>職氏名</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	管理者 殿		年 月 日	住所 所属	職氏名				申込種別	(該当するものに○印を付けること。) 1 一般用住宅 2 単身用住宅 3 駐車 場のみ(既入居者)			駐 車 場 利 用 希 望台数	台			(略)				借受申込みの理由				所属長の意見(駐車場のみの申込みの場合は, 記入を要しない。)						年 月 日	職氏名	(略)				<table><tr><td colspan="2">管理者 殿</td><td>年 月 日</td><td>住所 所属 印</td></tr><tr><td colspan="4">職氏名</td></tr><tr><td>申込種別</td><td colspan="3">(該当するものに○印を付けること。) 1 一般用住宅 2 単身用住宅 3 駐車 場のみ(既入居者)</td></tr><tr><td>駐 車 場 利 用 希 望台数</td><td colspan="3">台</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td colspan="4">借受申込みの理由</td></tr><tr><td colspan="4">所属長の意見(駐車場のみの申込みの場合は, 記入を要しない。)</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>年 月 日</td><td>職氏名 印</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	管理者 殿		年 月 日	住所 所属 印	職氏名				申込種別	(該当するものに○印を付けること。) 1 一般用住宅 2 単身用住宅 3 駐車 場のみ(既入居者)			駐 車 場 利 用 希 望台数	台			(略)				借受申込みの理由				所属長の意見(駐車場のみの申込みの場合は, 記入を要しない。)						年 月 日	職氏名 印	(略)			
管理者 殿		年 月 日	住所 所属																																																																						
職氏名																																																																									
申込種別	(該当するものに○印を付けること。) 1 一般用住宅 2 単身用住宅 3 駐車 場のみ(既入居者)																																																																								
駐 車 場 利 用 希 望台数	台																																																																								
(略)																																																																									
借受申込みの理由																																																																									
所属長の意見(駐車場のみの申込みの場合は, 記入を要しない。)																																																																									
		年 月 日	職氏名																																																																						
(略)																																																																									
管理者 殿		年 月 日	住所 所属 印																																																																						
職氏名																																																																									
申込種別	(該当するものに○印を付けること。) 1 一般用住宅 2 単身用住宅 3 駐車 場のみ(既入居者)																																																																								
駐 車 場 利 用 希 望台数	台																																																																								
(略)																																																																									
借受申込みの理由																																																																									
所属長の意見(駐車場のみの申込みの場合は, 記入を要しない。)																																																																									
		年 月 日	職氏名 印																																																																						
(略)																																																																									

○ 改正訓令 新旧対照表（一部）

様式第 2 号

承認書

年 月 日

借受決定者所属長 殿

管理者

職氏名 _____

下記職員から の	一般用住宅 単身用住宅	借受申込みは、 年 月 日か ら承認する
-------------	----------------	----------------------------

ので本人に別紙承認書を交付願います。

記

(略)

(別紙)

承認書

年 月 日

殿

管理者

職氏名 _____

(略)

様式第 2 号

承認書

年 月 日

借受決定者所属長 殿

管理者

職氏名 _____ 印

下記職員から の	一般用住宅 単身用住宅	借受申込みは、 年 月 日か ら承認する
-------------	----------------	----------------------------

ので本人に別紙承認書を交付願います。

記

(略)

(別紙)

承認書

年 月 日

殿

管理者

職氏名 _____ 印

(略)

○ 改正訓令 新旧対照表（一部）

様式第 3 号

入居届

管理者		殿	年	月	日
			所属		
職氏名 _____					
下記のとおり入居しましたからお届けします。					
記					
住 宅 名	番 号 第 号	入 居	年	月	日
	管理者	係員			

様式第 3 号

入居届

管理者		殿	年	月	日
			所属		
職氏名 _____ 印					
下記のとおり入居しましたからお届けします。					
記					
住 宅 名	番 号 第 号	入 居	年	月	日
	管理者	係員			

○ 改正訓令 新旧対照表（一部）

様式第 4 号

住宅返還届		
年 月 日		
管理者	殿	
職氏名		所属
(略)		
検査票		
立合検査者	—	
き損箇所の有無		
滅失物品の有無		
清掃その他の返還後の住宅状況		
返還完了日		
管理者	主任	係員

様式第 4 号

住宅返還届		
年 月 日		
管理者	殿	
職氏名		所属 印
(略)		
検査票		
立合検査者	印	
き損箇所の有無		
滅失物品の有無		
清掃その他の返還後の住宅状況		
返還完了日		
管理者	主任	係員

○ 改正告示 新旧対照表（一部）

茨城県立歴史館資料取扱要項新旧対照表

改正案

○ 改正告示 新旧対照表（一部）

様式第 6 号（略）

様式第 7 号（略）

様式第 8 号（略）

様式第 9 号（略）

○ 改正告示 新旧对照表（一部）

様式第 12 号(第 25 条)

○ 改正告示 新旧対照表（一部）

電話

○ 改正告示 新旧对照表（一部）

様式第 17 号（略）

様式第 18 号（略）

様式第 19 号(第 35 条)

専決第 17 号

茨城県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則制定の専決について

上記規則については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 28 日付けで、別紙のとおり専決しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 3 年 1 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

茨城県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
の一部を改正する規則

茨城県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年茨城県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第9項第1号中「登記簿の謄本若しくは抄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第3号中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

第7条第1項中「こと又は」を「措置，」に，「とする」を「又はこれらに準ずるものとして教育委員会が認める措置とする」に改める。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (電子情報処理組織による申請等) 第3条 1～8 (略) 9 教育委員会は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について定めた条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力することを要しないものとすることができる。 (1) 申請等を行う者に係る第4項第1号に掲げる電子証明書の送信するとき 当該申請等を行う者に係る<u>登記事項証明書</u> 又は印鑑証明書に記載された事項 (2) 申請等を行う者に係る第4項第2号に掲げる電子証明書の送信するとき 当該申請等を行う者に係る住民票の写し又は印鑑証明書に記載された事項 (3) 電気通信回線を使用して教育委員会に登記情報(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第2条第1項に規定する登記情報をいう。)の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る<u>登記事項証明書</u>に記載された事項 第4条～第6条 (略) (氏名又は名称を明らかにする措置) 第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第3条第4項各号に規定する電子証明書のいずれかを当該申請等と併せて送信する措置、第3条第5項に規定する識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置又はこれらに準ずるものとして教育委員会が認める措置とする。 2, 3 (略) 第8条 (略)	第1条・第2条 (略) (電子情報処理組織による申請等) 第3条 1～8 (略) 9 教育委員会は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について定めた条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力することを要しないものとすることができる。 (1) 申請等を行う者に係る第4項第1号に掲げる電子証明書の送信するとき 当該申請等を行う者に係る<u>登記簿の謄本若しくは抄本</u>又は印鑑証明書に記載された事項 (2) 申請等を行う者に係る第4項第2号に掲げる電子証明書の送信するとき 当該申請等を行う者に係る住民票の写し又は印鑑証明書に記載された事項 (3) 電気通信回線を使用して教育委員会に登記情報(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第2条第1項に規定する登記情報をいう。)の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る<u>登記簿の謄本又は抄本</u>に記載された事項 第4条～第6条 (略) (氏名又は名称を明らかにする措置) 第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第3条第4項各号に規定する電子証明書のいずれかを当該申請等と併せて送信すること又は第3条第5項に規定する識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置とする。 2, 3 (略) 第8条 (略)